

事務局たより

第33号 2019年5月13日 chyda-kr@f8.dion.ne.jp

◇事務局 101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8 杉山ビル 2F
千代田区労協気付 T:03-3264-2905 F:03-6272-5263



安倍政権は、改元でこれまでの悪政はすべてリセットされたという雰囲気を作り出し、2020年には憲法改悪を強行しようと画策しています。65000人が結集して東京臨海広域防災公園で開催された「5.3 憲法集会」は、4野党党首が参加し、市民と野党の共闘で安倍政権退陣を実現しようと決意を固めました。

高田健さんの決意を新たにした主催者挨拶に続き、メインスピーカーの一人である高山佳奈子・京都大学教授は、自民党改憲構想の矛盾を次のように指摘しました。

自民党の改憲項目で示されたものは、変えるべきでないものばかり。例えば、教育の充実は、憲法26条1項が「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とあります。参院の合区解消も憲法47条で「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める」とあり、公職選挙法で選挙制度を決めています。緊急事態条項は憲法にはもちろん規定がなく、つくることも想定されていませんが、災害対策基本法105条1項に「緊急事態布告」という制度を定めています。最後の9条ですが、憲法の第2章「戦争の放棄」という章で、戦争放棄しか書いていないところに自衛隊を入れますと、第1章「天皇」、第2章「自衛隊」、第3章「国民の権利及び義務」、第4章「国会」、第5章「内閣」、第6章「司法」というようになって、天皇と自衛隊が並び、三権から独立する存在になってしまいます。このような荒唐無稽な改憲は許すことはできないと思います。

安倍改憲意図の矛盾を具体的に広め、共感を呼び起こし、来る参院選では、市民と野党の共闘による安倍政権打倒の大きな運動を構築しましょう。(写真は、水久保文明、福島清)

櫻井よしこ氏の矛盾と 一審判決を厳しく批判

4.25 植村裁判札幌訴訟 控訴審第1回口頭弁論

「捏造記者」攻撃と闘う植村隆さんの札幌訴訟控訴審第1回口頭弁論が札幌高裁（本多知成裁判長）で4月25日午後2時30分から開かれました。午後2時から傍聴券抽選が行われ、傍聴席定員75ほぼ満員の74人が傍聴しました。

裁判所から提示された書証の確認のあと、植村隆さんと弁護団が意見陳述を行いました。櫻井よしこ氏は出廷せず、意見陳述も行わなかったため、口頭弁論は約30分で終了しました。次回公判は7月2日（火曜日）午後2時20分からを確認し閉廷しました。

傍聴して感じたのは、地裁で不当判決を受けているだけに原告側の緊張感と気迫が伝わってきました。一方、櫻井よしこ氏側弁護団はかつての緊張感はなく余裕のある笑顔さえ見せていました。

報告集会では「櫻井よしこ氏は植村隆・朝日新聞記者の日本軍慰安婦の記事は強制連行であると捏造したと非難しているが、櫻井氏自身がかつて日本軍によって強制的に従軍慰安婦にさせられた女性たち——とテレビ、雑誌で報道していたことが分かった」との櫻井氏の矛盾を示す決定的な証拠が見つかったと報告がありました。報告集会にはおおよそ60人の支持者が参加し、東京裁判を間近に控えた弁護士からの報告もありました。引き続き注目し、支援していきます。植村隆さんの意見陳述が分かりやすいので、抜粋して紹介します。（根岸正和）

■植村隆さんの意見陳述（抜粋）

びっくりしました。……櫻井さんは2014年以来、金学順さんについて「人身売買されて慰安婦になった。植村はそれを隠して強制連行と書いた」という趣旨の主張をし、1991年8月の私の記事を「捏造」だと繰り返し断定しましたが、実際は櫻井さん自身が、「強制連行」と同義の表現を使っていたのです。それも私の記事の出た約11カ月後、『週刊時事』に書いていたのです。自分自身が、強制連行と書いていたのに、それを隠して、私を批判するとは、ジャーナリストとして、あまりにアンフェアです。それは、公正な言論ではありません。これは新証拠として、札幌高等裁判所に提出すべきだと考えました。一審の裁判長が知ら

なかった事実なのです。

この『週刊時事』の記事が出た5カ月後、櫻井さんは再び、慰安婦の強制連行を伝えています。自身がキャスターを務めていた日本テレビのニュース番組「NNN きょうの出来事」です。日本弁護士連合会が後援した「日本の戦後補償に関する国際公聴会」のニュースで、櫻井さんはこう伝えました。

「日本軍によって強制的に従軍慰安婦にさせられた女性たちが、当時の様子を生々しく証言しました」

櫻井さんはキャスターとしてニュースの編成段階から関わっており、「日本軍によって強制的に従軍慰安婦にさせられた」という櫻井さん自身の認識を、明らかにしたことになります。

北海道新聞のソウル特派員だった喜多義憲さんは1991年、私の記事が出た4日後、私と同じように「挺身隊」という言葉を使って、私とほぼ同じ内容の記事を書きました。喜多さん自身が直接、金学順さんに取材した結果、私と同じような記事を書いた、ということは、私の記事が「捏造」ではない、という何よりの証拠ではないでしょうか。その喜多さんは、昨年2月に札幌地裁で証人として、出廷し、櫻井さんが私だけを「捏造」したと決め付けた言説について、「言い掛かり」との認識を示しました。そして、喜多さんは、こう証言しました。

「植村さんと僕はほとんど同じ時期に同じような記事を書いておりました。それで、片方は捏造したと言われ、私は捏造記者と非難する人から見れば不問に付されているような、そういう気持ちで、やっぱりそういう状況を見れば、違ふよと言うのが人間であり、ジャーナリストであるという思いが強くなりました」

記事を書いた当時、喜多さんは私と面識はありませんでした。しかも、喜多さんは私の記事を読んでもいなかったといいます。私はライバル紙の記者から、「無罪」の判決を受けたのです。ジャーナリズムの世界では、それは大きな「無罪」証明でした。

しかし、昨年11月の札幌地裁判決では、櫻井さんの間違いの訂正や、喜多さんの証言は、全く採用されず、私は敗訴しました。判決は、唯一の証人だった喜多さんの証言を全く無視していたのです。判決では櫻井さんの人身売買説を真実であるとは認定しませんでした。しかし、櫻井さんが、私の記事を「捏造」だと信じたことには、相当の理由があると判断し、櫻井さんを免責したのです。この理屈でいけば、裏づけ取材をしなくても「捏造」と思い込むだけで、「捏造」と断じることが許され、名誉毀損には問えないことになります。あまりに公正さを欠く、歴史に残る不当判決だと思えます。

札幌高等裁判所におかれては、これまでの証拠や新しい証拠を検討していただき、歴史の検証に耐えうる公正な判決を出していただきたいと思います。

原裁判長、審理認めず 判決は6月26日

5.10 植村裁判東京訴訟 口頭弁論再開も即結審

西岡力氏らを名誉棄損で訴えた植村裁判東京訴訟は、原也裁判長が結審後の今年2月、突然判決を延期して被告側に追加書証の提出を促すという原告側に不利な通告を行い、5月10日に口頭弁論が再開されました。植村弁護団の神原元弁護士は、結審後に裁判所が被告側に追加提出させた書証（朝日新聞第三者委員会報告書全文）のどの部分が原告側に不利になるかが不明であることを指摘し、裁判所は証拠採用した理由を明らかにして、再度口頭弁論を開くべきだとの「進行意見」を読み上げました。

裁判長は被告側が「同証拠の抜粋を証拠提出しているから不意打ちではない」と申し立てたのを受けて、原告側の再度の意見も無視して、6月26日午前11時30分に判決すると宣して閉廷しました。

櫻井よしこ氏の不可解な捏造攻撃

午後5時から参議院議員会館で報告集会が開かれました。神原弁護士は、裁判所の異例措置は被告に有利となる証拠を出させたことになり公平ではない。判決は厳しい結果が予測されるが、被告側の「捏造攻撃」は破綻している。勝つための準備を始めていると今後の展望を語りました。

札幌訴訟弁護団の小野寺信勝弁護士が、札幌控訴審の重要な論点などを報告しました（2面の札幌控訴審報告を参照）

住住嘉文さん（元北海道新聞記者）は、櫻井よしこ氏による従軍慰安婦問題に関する1992年の「週刊時事」での主張と「NNNきょうの出来事」での報道は、植村記者に対する「捏造記者」攻撃と矛盾している事実を明らかにしました。

植村隆さんは、1991年8月11日付朝日新聞大阪版で「思い出すと今も涙



札幌、東京、ソウル。そして「週刊金曜日」発行人として元気に闘い、活動している植村隆さん(右)

元朝鮮人従軍慰安婦 戦後半世紀重い口開く 韓国の団体聞き取り」と報道しました。

一方、櫻井氏は1992年7月18日付「週刊時事」（左下写真）で「東京地方裁判所には、元従軍慰安婦だったという韓国人女性らが、補償を求めて訴えを起こした。強制的に旧日本軍に徴用されたという彼女らの生々しい訴えは、人間としても同性としても、心からの同情なしには聞けないものだ。……売春という行為を戦時下の国策のひとつにして、戦地にまで組織的に女性達を連れていった日本政府の姿勢は、言語道断、恥すべきであるが、背景にはそのような政策を支持する世論があった。とすれば、責任を痛感すべきは、むしろ私たち一人ひとりである」と書き、1994年にダイヤモンドから発行した著書「櫻井よしこが取材する」でも、この記事が再録されました。

ところが、2014年になると突然、月刊誌 Willなどで植村さんの記事は捏造だと言い出したのです。取材や研究の結果、報道内容が変化することはあり得ますが、櫻井氏は主張を変えた理由、根拠を一切示していません。住住さんの事実関係を詳細に調査した上での指摘は説得力がありました。

捏造攻撃と闘う植村さんを記録するドキュメンタリー映画「標的」を制作している映像ジャーナリストの西嶋真司さんは、ジャーナリズムの使命を訴えるこの映画の制作費カンパを訴えました。目標は300万円とのこと。詳細は以下を見てください。

<https://a-port.asahi.com/projects/target/>

最後に植村隆さんは「札幌訴訟では敗訴したが、私に対する捏造記者攻撃のデタラメが明らかになり、朝日新聞ははじめ正確な報道が増えている。へこたれない」と決意表明しました。口頭弁論傍聴者と報告集会参加者はちょっと少なかった感じでしたが、これまでの裁判を通じて、植村記者に対する捏造攻撃がいかに矛盾しているかが明らかになってきたことは確かです。判決に注目し、引き続き支援していきたいと考えます。

（福島 清）



「冤罪事件」は権力がいかに残忍・残酷であるかを証明するものである。戦後の典型的な権力犯罪である「松川事件」はじめ無罪が確定した刑事事件も数多い。それでも冤罪事件は起こり続けている。

私が関わった一つの冤罪事件を紹介したい。

「草加事件（そうかじけん）」をご存知だろうか。1985年7月に埼玉県草加市の残土置き場で、中学3年の女子生徒の絞殺体が発見され、その容疑者として草加市在住の13～15歳の少年5人が逮捕、1人が補導された事件である。逮捕された少年らは5人とも少年審判で犯行を否認。しかし裁判所は最高裁も含め、少年らを実行犯と決めつけ、少年院送致などの処分が89年7月に確定した。

この事件の争点は、被害者のスカートに付着していた犯人のものと推測される精液が少年らのものであったかどうか、だった。付着していた精液はAB型だったが、少年らはO型またはB型。ところが検察側は被害者のA型と加害少年のB型が交わってAB型になったと主張したのである。これが裁判所で認められ、少年らは成人と言う有罪、保護処分が確定したのだ。

一方、被害者の父親は少年らの親に対して損害賠償請求の裁判を起こした。93年3月に浦和地裁は原告の請求を棄却し、少年らの事実上の無罪を言い渡した。しかし東京高裁はこれを覆し94年1月に逆転判決を言い渡した。最高裁はこれを高裁に差し戻し、02年10月に損害賠償裁判は原告敗訴が確定した。同時にそれは、少年らの「無実」を確定するものでもあった。

この民事裁判に支援者として私もかかわった。そのとき初めて（きっと最後だろうが）、殺人現場の写真を目にした。裁判資料として弁護団が収集したもので、それは目を覆いたくなる惨状であった。中学生だった子どもがなぜ殺されなければならなかったのか、理不尽さに腹が立った。

弁護団はA型とB型の血液が合わさるとAB型になるのかを、大阪の大学に鑑定を依頼、結論は「ノー」であった。ある意味これが決め手となって少年らの「無罪」が証明されたことになる。初審の段階からこの判断に立っておれば、少年らは救われたはずであり、裁判官の責任は免れない。

この事件で被害者と加害者とされた少年たちの家族は、小さくない痛手を被った。加害者としてのレッテ

<コラム> 冤罪忘れるな! ③

見るな 聞くな 言うな

3悪法・国防保安法施行から78年

1941年5月10日、国防保安法が施行された。5日後には拡大改悪された治安維持法も発効、軍機保護法と合わせ国民弾圧の3悪法が出揃うに至った。保安法は逮捕状抜きで検挙を合法化し、治安法は予防拘禁を野放図にし、軍機法は最高刑を死刑に引き上げた。5月の青空に背き、国家機密の防護を口実に、忠君愛国の強制と国民弾圧の法体制を確立したのである。



いま、情報公開法で公文書を請求しても墨塗りで隠蔽し、真相の追及へは傲慢なすり替え答弁で嘯き、批判されれば高飛車な反発で発言封じにかかる。3悪法は戦後、占領軍によって廃されたが、いままた特定秘密法、安保関連法、共謀罪法の3悪法に形変えて復活し、見るな、聞くな、言うな——の強権政治が横行している。5月の空に「国家による冤罪を忘れるな」の警鐘を打ち鳴らし、運動を強くしなければならない。

◆ ◆ ◆
「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』花伝社刊

第1部＝冤罪の真相 第2部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までFAX・メールで（1面上部題字横に掲載）。送料税込み2300円。後払い。

ルを貼られ、転居を余儀なくされた家族もあった。高裁判決時に、損害賠償で財産を取り上げられる可能性がある、として親が形だけが離婚の手続きをせざるを得なかった家族もある。

被害者の側にも痛手は大きかった。母親は精神疾患に陥り日常生活に支障をきたした。裁判を起こした父親は、最高裁で係争中に病死するというアクシデントに見舞われた。冤罪は被害者にも加害者扱いされた側にも悲劇なのである。そのうえ真犯人を野放しのままにしている。冤罪は断じてあってはならないのである。

（水久保文明）